

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則  
の制定等について

このことについて、別紙のとおり決定いたしたい。

令和2年3月19日

岡山県教育委員会教育長

鍵 本 芳 明

# 岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則 の制定等について

## 1 経緯

- 平成31年1月に文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、県教育委員会は、ガイドラインを参考に、令和元年9月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定した。
- 令和元年12月に法律が改正され、ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされた。
- 指針において、服務監督教育委員会は、「指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めること」とされた。
- これを踏まえ、教育委員会規則において上限時間を規定するもの。
- なお、指針においては、教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備も行うこととされており、県議会令和2年2月定例会において条例改正が議決された。

## 2 岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）の概要

(1) 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ・ 1箇月につき45時間

- ・ 1年につき360時間

※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

- ・ 1箇月につき100時間

- ・ 1年につき720時間

- ・ 連続する複数月の平均超過勤務80時間

- ・ 45時間超の月は年間6箇月

(2) 上記の他、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は別に定めることとする。

## 3 県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針（案）について

- 上記2(2)に基づき、上限時間以外の必要な事項を定めるもの。
- 従来の方針は廃止とし、新たな方針として策定。
- 内容は従来の方針を基本的に踏襲するが、指針を踏まえ、次の内容を追加する。
  - ・ 在校等時間について計測した結果を、公文書として適切に管理、保存する。
  - ・ 持ち帰り業務についても、実態把握に努め、その縮減に向けた取組を進める。
  - ・ 上限時間を超える教育職員がいる場合は、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

## 4 施行期日 (上記2、3ともに) 令和2年4月1日

目次 岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（案）

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月 日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（目的）

**第一条** この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第六十一号）第七条に基づき、岡山県立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他岡山県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置について定めることを目的とする。

（上限時間等）

**第二条** 岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- 一 一箇月につき四十五時間
- 二 一年につき三百六十時間
- 2 前項の規定にかかわらず、岡山県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。
- 一 一箇月につき百時間

二 一年につき七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(その他)

**第三条** この規則に定めるもののほか、岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和二年八月三十一日までの間は、第二条第二項第三号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（令和二年四月以降の期間に限る。）」と読み替えて同号の規定を適用する。

県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康  
及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針（案）

令和2年3月19日  
岡山県教育委員会

## 1 趣旨

現在、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教育職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。こうした状況は教育職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも影響があると考えられる。また、このような状況が続けば、教職に対する憧れが失われ、本県の学校教育を支える人材が確保できなくなること懸念される。

現在進めている働き方改革の目的は、「教育職員の心身の健康の保持増進による教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長」である。教育職員の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保するとともに、教育職員の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教育職員の人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を目指している。

本方針では、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）及び「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年岡山県教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第3条に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

## 2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

## 3 上限時間等

上限時間等については、規則第2条に定めるところによる。

なお、「在校等時間」の考え方については、指針第3（1）に定めるところによる。

#### 4 在校等時間の把握

本方針の実施に当たって、校長は、ICTを活用した業務記録システムにより個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での業務や土日、祝日などの業務に従事した時間についても、できる限り客観的な方法により把握するとともに、計測した結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、別に定めるところにより公文書として適切に管理、保存すること。

また、上限時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。持ち帰り業務についても、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

なお、県教育委員会は、月ごとに各県立学校の在校等時間を把握するものとする。

#### 5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、県教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、校長は、必要に応じて健康管理医と連携し、教育職員が心身ともに健康で働きやすい職場づくりを組織的に進めるとともに、「岡山県教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱」に基づき、長時間にわたる時間外業務の常態化を見逃さず、該当の教育職員に健康管理医による健康相談を受けさせる等、早期に適切な措置を講じること。

なお、県教育委員会は、労働安全衛生法に基づき、県立学校における教育職員の安全の確保及び健康の保持増進の取組が充実するよう、より良い在り方を検討し支援するものとする。

#### 6 事後的検証

本方針の実施に当たり、県教育委員会は、上限時間を超える教育職員がいる場合には、各県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとする。

#### 7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、県教育委員会及び校長は、県立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めること。

#### 附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

○ 参 考

※岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(上限時間等)

第2条 岡山県立学校の教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 1箇月につき45時間

二 1年につき360時間

2 前項の規定にかかわらず、岡山県立学校の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育委員会及び校長は、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

一 1箇月につき100時間

二 1年につき720時間

三 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

四 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

※公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

第3 業務を行う時間の上限

(1) 本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間